[リリース No.24-11]

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局

2024年11月22日

報道関係者各位

日本エコマーク、シンガポールの環境ラベルと

「ビニル系床材」「タイルカーペット」の相互認証を開始

「エコマーク」を運営する公益財団法人日本環境協会(所在地:東京都千代田区、理事長:新美育文)は、「シンガポールグリーンラベル(以下、SGL)」を運営するシンガポール環境協議会(SEC)との間で、「ビニル系床材」、「タイルカーペット」の共通基準に関する合意書を締結しました。締結式は、アゼルバイジャン・バクーで開催されている COP29 シンガポールパビリオンにて、環境省松澤裕地球環境審議官及びシンガポール持続可能性・環境省スタンレー・ロー事務次官の立会いのもと行われました。



本合意書の締結によって、エコマークを取得しているビニル系床材及びタイルカーペットを SGL に申請する場合、共通基準については SEC 側の審査が省略されることになります。本来、SGL の申請に必要だった試験の実施や証明書類などの提出が免除され、相互認証を活用することで申請に係る手間と時間が大幅に削減されることが見込まれます。

SGL 取得企業の5割以上はシンガポール以外のASEAN 地域の企業であるほ

か、認定製品の7割以上が建材関連製品となっていることから、ASEAN 地域の調達場面の多くで SGL が活用されていることが窺えます。この相互認証の締結が、ASEAN 地域への環境配慮型製品の輸出を行う日本企業にとって、プラスに働くことが期待されます。

シンガポールグリーンラベルとの相互認証について:https://www.ecomark.jp/acquire/mutual/singapore/

相互認証協定(Mutual Recognition Agreement: MRA)

相手国の環境ラベルの審査(もしくはその一部分)を自国の環境ラベル機関で実施することを可能とする二国間以上の協定です。対象となる品目の環境ラベル基準を二カ国間で協議し、共通 基準として合意した項目については、相手国の環境ラベルでの審査が省略されることとなります。

相互認証の実施により、共通基準化の促進による事業者の開発・製造コストの削減、環境ラベルの申請コストの削減、海外市場参入の容易化、多国間で環境ラベルの認定商品が広く流通することによる地球規模での環境負荷低減などの効果が期待されます。

日本のエコマークは、ドイツ、北欧、北米、中国、韓国、タイ、台湾、シンガポール、香港、 ニュージーランド、スリランカの 11 機関と相互認証協定を締結しています。





A: エコマーク事務局

相互認証イメージ

共通基準項目の審査は省略

B:海外ラベル機関

共通基準項目

- 再生材料
- 重金属
- 難燃剤など

非共通基準項目

• 廃棄物管理計画など

非共通基準項目

共通基準項目

• 再生材料

重金属難燃剤など

• リサイクル設計など

図:相互認証のイメージ

[参考情報]

エコマーク

 ISO14024 に準拠する我が国唯一のタイプ | 環境ラベル。公益財団法人日本環境 協会が自主的な財源に基づき 1989 年から運営。



- ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を公益財団法人日本環境 協会が認定する第三者認定の環境ラベル制度。
- 2024年11月1日時点で、74の商品カテゴリに認定基準が設定され、53,039商品が認定されている。

シンガポールグリーンラベル

• ISO14024 に準拠するシンガポールのタイプ I 環境ラベル。1992 年にシンガポール環境省によって制度が開始され、1999 年よりシンガポール環境協議会(SEC)によって運営されている。



- 202 年 11 月時点で、56 の商品カテゴリに認定基準が設定され、累計約 4,000 の 商品が認定されている。
- 2021 年 7 月にシンガポール政府(持続可能性・環境省)が推し進める「シンガポール・グリーンプラン」のもと、「持続可能な公共調達スキーム」が公表され、一部の品目の調達にシンガポールグリーンラベル認定製品が求められている。

*タイプ環境ラベル制度について

国際標準化機構の規格 ISO14024「タイプ I 環境ラベル制度」に基づく認定制度。特定の製品カテゴリの中で、製品のライフサイクル全体を考慮し、包括的な環境優位性を示すラベルの商品表示ライセンスを、自主的な複数の基準に基づき授与する第三者制度。

<本件に関するお問い合わせ>

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 事業推進課

TEL: 03-5829-6286 E-mail: info@ecomark.jp

